

改正
中小企業向け
所得拡大
促進税制の
お知らせ

**従業員の給与を増加させると
 増加分の一部が
 法人税から控除されます！**



A社の場合

- 従業員の給与を総額で300万円上昇させた。
- 継続雇用者の給与を前年度より1.5%上昇させた。

↓

45万円
税額控除!!

給与上昇額の15%
 (300万円 × 0.15 =)
 45万円が法人税から
 税額控除されます。

B社の場合

- 従業員の給与を総額で400万円上昇させた。
- 継続雇用者の給与を前年度より2.5%上昇させた。
- 人材投資にも取り組んだ。

↓

100万円
税額控除!!

給与上昇額の25%
 (400万円 × 0.25 =)
 100万円が法人税から
 税額控除されます。

C社の場合

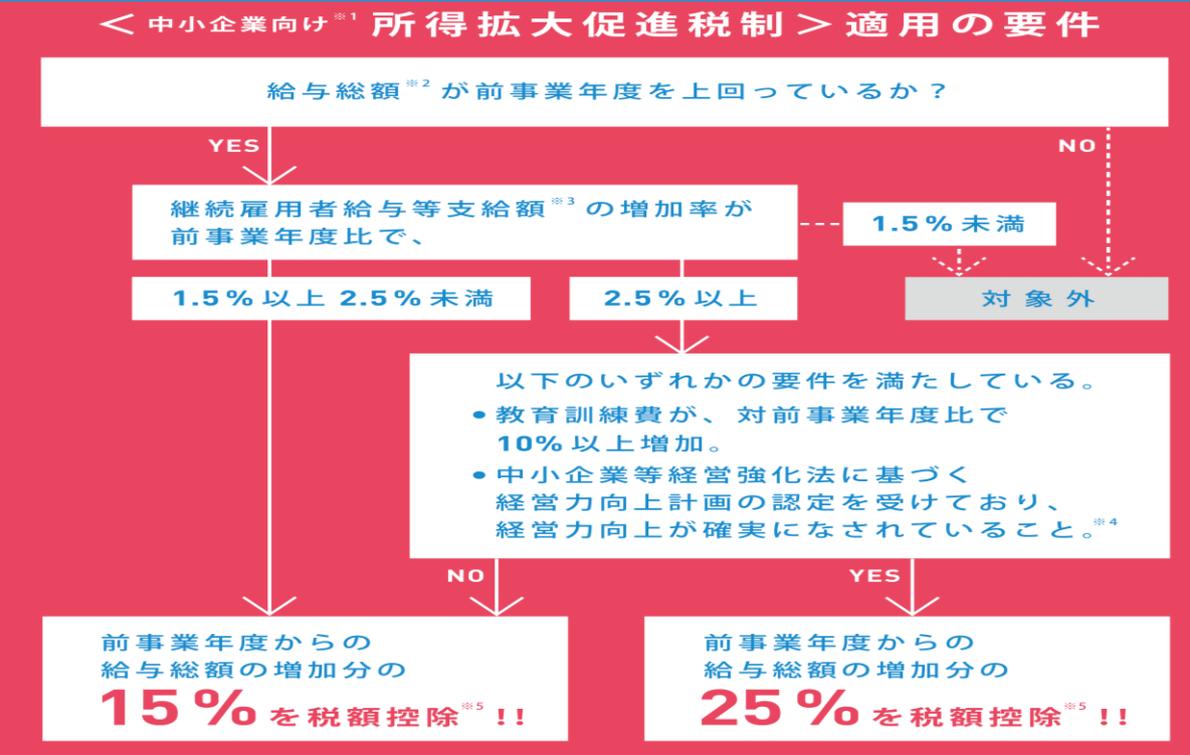
- 従業員の給与を総額で500万円上昇させた。
- 継続雇用者の給与を前年度より2.5%上昇させた。
- 経営力向上計画[※]の認定を受け、生産性向上を実現した。

↓

125万円
税額控除!!

給与上昇額の25%
 (500万円 × 0.25 =)
 125万円が法人税から
 税額控除されます。

※コスト管理などのマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画。税制や金融などの支援を受けられます。



(参照: 中小企業庁HP「所得拡大税制のお知らせ」)

※詳しくは当事務所担当者に、お問合せください。

